

山口FPの

事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

メリットが増えた事業承継税制

今後10年間の事業承継が対象

こんにちは、山口大介です。梅雨入りも間近な季節です。2018年度の税制改正では、中小企業向けの減税が拡充されました。特に注目したいのが事業承継税制です。期間限定の特例措置により、承継時の贈与税と相続税が優遇されます。特例措置のポイントを紹介しましょう。

事業承継税制とは、非上場企業の株式を後継者が引き継ぐ際、一定の条件を満たすことで贈与税や相続税を猶予する制度。これまで(一般措置)は、①対象となる株数に制限がある、②承継後の雇用確保に厳しい条件があるなど、“使い易い”とは言い難い面もありましたが、今回の改正では、さまざまな優遇措置が講じられています。

特例承継計画の提出が条件

図表1に、一般措置と特例措置の違いを整理しました。まず注目したいのが、対象となる株式数の上限が撤廃され、贈与、相続ともに納税猶予割合が100%になったこと。税負担をゼロにすることができます。また以前は、複数の株

主から長男など1人の後継者への贈与・相続のみが対象でしたが、最大3人までの後継者が対象となりました。多様な事業承継に対応できるようになったわけです。

「仮に納税が猶予されても、その後経営が上手くいかなければ、結局税負担が発生するのでは」——事業承継税制では、このような心配をする人も多いようです。ご指摘の通り一般措置では、承継後5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予は打ち切り。猶予された税金の全額を納めなくてはならない仕組みです。しかし特例措置では、雇用要件が未達成の場合でも、経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の助言を受ける等によって、猶予の継続が可能となっています。また、後継者が自主廃業や売却を行う際、売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免できることもメリットの1つ。経営環境の変化による不安を軽減できます。

特別措置の納税猶予を受けるには、「特例承継計画」を策定、都道府県庁に提出し、「都道府県知事の認定」を受け、「税務署への申告」を行うことが必要です(図表2参照)。 **M**

■ 図表1 事業承継税制の概要

	一般措置	特例措置
事前の計画策定等	不要	5年以内に特例承継計画の提出(2018年4月1日～2023年3月31日)
適用期限	なし	10年以内に贈与・相続等(2018年1月1日～2027年12月31日)
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与:100% 相続:80%	いずれも100%
雇用確保要件	承継後5年間、平均8割以上の雇用維持が必要	条件付きで弾力化
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
事業の継続が困難になった場合の免除	なし	あり

■ 図表2 納税猶予を受けるための手続きの流れ

